



® 平成31年 3 月 26 日 (火)

No. 14898 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆弁理士の眼 [171] (1)

☆注目著作権判例紹介 [88] (10)

☆知的財産研修会(事業戦略に資する特許の

取り方・権利行使の考え方) (12)

弁理士の眼

171

歌手「ASKA」楽曲著作権侵害損害賠償請求事件

一東京地裁平成29(ワ)27374. 平成30年12月11日(民47部)判決<請求認容>一

牛木内外特許事務所
弁理士 牛木理一

【キーワード】 未公表の著作物、黙示の許諾、報道のための利用、未発表楽曲の一部の無許諾再生、著作権(公衆送信権)、著作者人格権(公表権)、損害金(著作権法114条3項)、慰謝料(公表権侵害)、弁護士費用

【主 文】

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して117万4000円及びこれに対する平成28年11月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを25分し、その24を原告の負担とし、その余を被告らの負担とする。

国内外一貫担当・信頼の事務管理体制・厳選した海外代理人との強固なネットワーク



わかば国際特許事務所

所長 弁理士 宮崎昭夫

<http://www.wakabapat.jp/>

〒108-0014 東京都港区芝五丁目26-24 田町スクエア3階

TEL: 03-6435-0309 FAX: 03-6435-1610

4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

【事案の概要】

本件は、作曲等の音楽活動を行う原告が、被告読賣テレビの放送番組に出演していた被告Bにおいて原告の創作した未発表の楽曲の一部を原告の許諾なく同番組内で再生したことにより、被告らが共同して上記楽曲に係る原告の著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（公表権）を侵害したと主張して、被告らに対し、民法719条（共同不法行為）及び著作権法（以下「法」という。）114条3項に基づき、損害賠償金3307万0400円及びこれに対する不法行為後である平成28年11月29日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 原告は、「ASKA」の芸名で作詞作曲及び歌手活動等を行う芸術家である（争いなし）。

なお、原告は、平成26年9月、覚せい剤取締法違反等の罪により執行猶予付きの有罪判決を受けており、平成28年11月当時、その執行猶予期間中であった（弁論の全趣旨）。

イ 被告Bは、芸能人などの情報を収集してテレビやラジオの番組に出演し、論評などを行う、いわゆる芸能リポーターを業としている（弁論の全趣旨）。

ウ 被告読賣テレビは、放送法による基幹放送事業、放送番組の企画、制作及び販売等を主な事業内容とする株式会社である（争いなし）。

(2) 原告の著作権及び著作者人格権

原告は、平成27年9月頃、「1964 to 2020東京Olympic」という題名で、演奏時間が約6分間の楽曲（以下「本件楽曲」という。）を創作し（甲6、弁論の全趣旨）、もって本件楽曲につき著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（公表権）を取得した。

(3) 本件楽曲の再生と放送

ア 原告は、平成27年12月22日、被告Bに対し、本件楽曲の録音データ（以下「本件録音データ」という。）をメールで送信した（弁論の全

趣旨）。

イ 被告読賣テレビは、平成28年11月28日午後1時55分から同日午後3時50分まで放送していたテレビの生放送番組「情報ライブミヤネ屋」（以下「本件番組」という。）内において、同日午後2時22分頃から同日午後3時44分頃までの間（ただし、うち16分間はコマーシャルが、うち約4分間はニュースがそれぞれ放送された。）、警視庁が原告に対する覚せい剤使用の疑いで逮捕状を請求する予定であることが明らかになったとして、これに関連する報道をした（乙B1、弁論の全趣旨）。

ウ その際、本件番組に芸能リポーターとして出演していた被告Bは、本件録音データの一部を約1分間にわたって再生した（乙B1の52、53頁、弁論の全趣旨）。

エ なお、原告は、上記ウの時点より前に、本件楽曲を公衆（特定かつ多数の者を含む。以下、同様とする。）に提供し、又は提示しておらず、被告Bに対し、本件録音データを再生して本件楽曲を公表及び公衆送信することにつき、少なくとも明示の許諾はしていなかった（弁論の全趣旨）。

2 争点

(1) 公衆送信権侵害及び公表権侵害の成否

下記イないしエ及びカは公衆送信権侵害に関する、下記ア、イ、オ及びカは公表権侵害に関する。

ア 本件楽曲は未公表の著作物であったか

イ 公衆送信及び公表につき黙示の許諾があったか

ウ 被告らによる公衆送信行為は法41条所定の時事の事件の報道のための利用に当たるか

エ 被告らによる公衆送信行為は法32条1項所定の引用に当たるか

オ 正当業務行為等により公表権侵害の違法性が阻却されるか

カ 被告Bは公衆送信権及び公表権の侵害主体となるか

(2) 故意・過失の存否

(3) 損害の有無及びその額